

全中青協グループ保険制度

(災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付団体定期保険)

第24回 新規・継続ご加入のおすすめ



責任開始期(加入日*)	申込締切日	保険期間
令和2年12月1日(火) (更新日)	令和2年10月 2日(金)	令和2年12月 1日(火)～ 令和3年11月30日(火)
令和3年6月1日(火) (中途加入※)	令和3年 4月 9日(金)	令和3年 6月 1日(火)～ 令和3年11月30日(火)

(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

※今年度のグループ保険制度の募集は、上記のとおり年2回行いますが、令和3年6月1日付中途加入は、新規加入の取扱いのみとなります(保険金額の変更や、本人が既加入の場合の、配偶者・こどものみの新規加入はできません)。

※【契約概要】【注意喚起情報】はP1～P2に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。お申込みください。

一般社団法人 全国中央市場青果卸売協会(全中青協)

〒101-0023 東京都千代田区神田松永町104番地 TSKビル5階
電話 03(3251)6221 FAX 03(3251)6646



契約概要・注意喚起情報【生命保険】

全中協グループ保険制度（災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付団体定期保険）

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み（新規加入・増額）ください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い（支払事由）

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

商品名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
団体定期保険	P5	P6	P3	P7

③ 配当金

団体定期保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

④ 脱退による返戻金

団体定期保険は、脱退（解約）による返戻金はありません。

⑤ 引受保険会社（事務幹事会社）

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※ただし、団体定期保険は本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更されることがあります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

（*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

① お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日*）前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

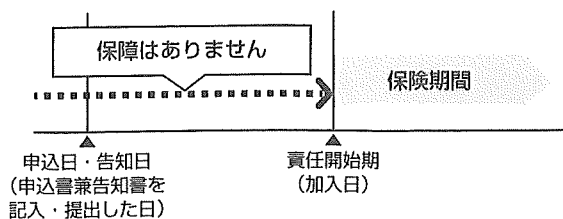
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

③ 責任開始期（加入日*）

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期（加入日*）といいます。次の図のとおり、責任開始期（加入日*）は申込日・告知日（申込書兼告知書を記入・提出した日）とは異なります。

新規加入の例

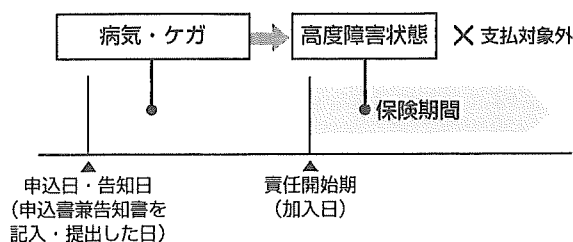


- ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

④ 保険金等をお支払いできない主な場合

- 責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



- 責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。
- 上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

団体定期保険 **P7**

⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

⑥ ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00～17:00

- この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
- 保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

保厚！家族ぐるみで加入のチャンスです！

保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容が、ご確認のうえお申込みください。

50%の割合で災害保険特約が付加されております。

くさい。

1,000円

(単位：円)

B型加入・子ども		子ども (1人につき)				
保険年齢 (歳)	一般の死亡・ 高度障害のとき	死に・高度障害 保険金	200万	300万	400万	
	死に・高度障害 引当より死亡	死に保険金 + 災害障害年金	300万	450万	600万	
3~22	不慮の事故 を原因とし、 死に・高度 障害に陥り たとき	死に・高度障害 保険金 + 災害障害年金 + 高度障害一時金 (保険料の10%)	300万	450万	600万	
	身体障害 高度障害 (寝たきり 状態)	障害者給付金 (交付開始後2年 間一定)	70万~ 10万	105万~ 15万	140万~ 20万	
	5日以上の入院 (10日間以上)	入院給付金 (1日につき)	1,500	2,250	3,000	
平106.2- (男女)		掛金	一律 3,000円	一律 3,000円	一律 3,000円	

申 込 方 法

○登記簿の住所変更届書等であつて上掲住宅は申込開始後3カ月以内に算出し、総貸金と致す場合は、
○申込額には保証金10万円につき、1円をその期間管理費が充てられております。

A型加入の場合(掛金事業主負担)

※加入申込の事項に基づき、記式式の「団体定期保険新加入申込書」一括告知書・同意確認書(3枚複写)を受理して記入し、被保険者の同意確認印を捺印し、代表者署名・押印のうえ、1枚目・2枚目を事務局へ送付してください。
※既に加入の企業・事業所については、打出しプリント「被保険者移動通知書」一括告知書・同意確認書をともに、変更事項等のある場合に変更事項を記入し、被保険者の同意確認印を捺印いただき、代表者署名・押印のうえ1枚目・2枚目を事務局へ送付してください。

B型加入の場合(掛金加入者本人負担)

※加入申込される加入者本人または、捺記式の「団体定期保険申込書兼告知(2枚複写)」を宛先として記入し、各名押印のうえ所属会社管理担当室に2枚ごと手渡し提出してください。また、捺記式の「同意確認書」も併せて提出してください。

(被保険者への同意確認書)
①既に入会済みの加入者が事業主等とする場合には、新規加入・内容変更の際には、原則として「同意確認書」を添付する必要がある。但し、新規加入・内容変更対象となる自己加入者と、彼等に該当する同意確認が必要となります。
②新規加入・内容変更となることに同意した全員の記名、押印のある名簿(申込書)を提出いただきます。
③(保険金の支払に關して)
●保険金(給付金)の受取人が事業主の場合、保険金(給付金)のお支払いは無し、ご加入者の遺族またはご加入者の了解が必要となります。

A型

死に保険金の受取人は、被保険者が指定した方です。ただし、被保険者の同意を得たうえで、相続財産加算に定めることのできます。
初回の手続きで保険金の受取人は被保険者です。

B型

死に保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者、それ以外の場合は自動更新となります。また、申込書の提出がない場合は自動更新となります。

愛 取 人

者が指定した方、この場合は保険料負担者（本人）です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

全中青協グループ保険制度

<災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付団体定期保険>

制度の特長

Point 1

災害保険金のお支払いの対象となる特定感染症に
「**新型コロナウイルス感染症**」が追加されました。

Point 2

75歳まで
継続保障できます。

Point 3

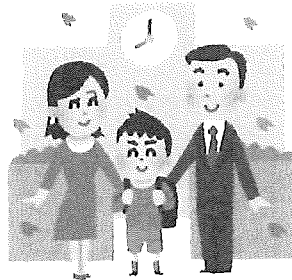
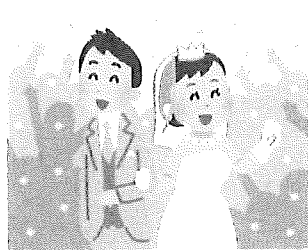
団体契約の
スケールメリット
により**お手頃な**
掛金で**大きな**
保障が得られます。

Point 4

医師の診査は
不要です。
簡単な告知で
加入できます。

Point 5

1年更新のため、毎年**保障内容**が見直せますので
あなたのライフステージにあわせて加入できます。



加入資格

本人とは全国中央市場青果卸売協会会員事業所の役員および従業員と事務局役職員の方です。

- 本人…申込書記載の告知内容に該当し、令和2年12月1日現在満14歳6カ月を超え、満70歳6カ月までの方（継続の場合は満75歳6カ月までの方）
配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和2年12月1日現在満15歳6カ月を超え、満70歳6カ月までの方（継続の場合は満75歳6カ月までの方）
こども…本人が扶養する子（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します）で申込書記載の告知内容に該当し、令和2年12月1日現在満2歳6カ月を超え、満22歳6カ月までの方

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・こども

【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者・こども共通

【過去12ヵ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

<別表>

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

全国中央市場青果卸売協会会員事業所の役員および従業員と事務局役職員およびその配偶者・こども以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

加入取扱いに関するご注意

- ・配偶者・こどもの加入は本人のB型加入を前提としますので、配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。また、配偶者・こどもの保険金額は本人のB型加入の保険金額以下で配偶者は1,000万円、子どもは400万円が限度です。
- ・配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- ・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- ・子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。

申込方法

所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。
継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。
また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。
令和3年6月1日中途加入は、新規加入の取扱いのみとなります。

掛金の払込方法

令和2年12月1日加入（初回）の掛金は、令和2年12月27日までに、令和3年6月1日加入（初回）の掛金は令和3年6月30日までに協会へ振込とし、2回以降は毎月27日（休日の場合翌営業日）貴事業所の銀行口座より自動引落しとなります。なお、初回分については、別途振込みのご案内を申し上げます。
掛金本人負担（B型）は給与から差し引きます。

配 当 金

この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。
配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。（中途加入は6ヵ月で収支計算を行います。）

保 険 期 間

1年間（令和2年12月1日～令和3年11月30日）で以後毎年更新します。
保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。
〈中途加入〉6ヵ月間（令和3年6月1日～令和3年11月30日）で以後毎年1年ごとに更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし掛金の払込みが条件となります。

継続加入の取扱い

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。
なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。
ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

税法上の取扱い

〈掛金〉

- 企業が負担する掛金（制度運営費および配当金があればそれを差し引いた額）は、原則全額損金計上として認められています。個人事業主が従業員のために負担する掛金（制度運営費および配当金があればそれを差し引いた額）は、原則必要経費として認められています。
- 個人が負担する掛金（掛金より制度運営費および配当金があればそれを控除した金額）の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。

〈保険金〉

- 本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。
※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。
- 本人が受取る配偶者・こどもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。
※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

この制度は生命保険会社と締結した災害保障特約付子ども特約付子ども災害保障特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

**【引受会社】 明治安田生命保険相互会社（事務幹事） 住友生命保険相互会社
第一生命保険株式会社 日本生命保険相互会社
富国生命保険相互会社 大樹生命保険株式会社**

この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。

「生命保険契約者保護機構」について

引受会社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構は、生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保険契約者等の保護を図り、生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。なお、補償対象契約は、特定特別勘定に係る部分を除いた契約で、補償限度は、高予定利率契約（※）を除き、責任準備金等の90%とすることが定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。）また予定利率等の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度が設けられる可能性もあります。

詳細については、保護機構（<https://www.seihohogo.jp/>）をご覧ください。

（※）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率を超えていた契約を指します。現在の基準利率については、引受会社または保護機構のホームページで確認できます。

相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

～全中青協グループ保険制度～ ((新・)団体定期保険)のお取扱いについて

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ
(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

(新・)団体定期保険について

◆被保険者が次のお支払事由に該当された場合に、保険金をお支払いします。(当社の職員または当社で委託した確認担当者が、保険金・給付金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります)

【死亡保険金】

お支払事由	お支払額	受取人
保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額	死亡保険金受取人

【高度障害保険金】

お支払事由	お支払額	受取人
加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または発病した疾病により、保険期間中に下記のいずれかの高度障害状態に該当した場合	死亡保険金額と同額	被保険者

<高度障害状態とは>

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

【災害保険金】

お支払事由	お支払額	受取人
この特約の加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡した場合、または加入日(*)以後に発病した特定感染症(★)を原因として保険期間中に死亡した場合	災害保険金額	死亡保険金受取人

(★)対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの(注)とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾

病、傷害および死因統計分類提要ICD—10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目(基本分類コード)

コレラ(A00)、腸チフス(A01.0)、パラチフスA(A01.1)、細菌性赤痢(A03)、腸管出血性大腸菌感染症(A04.3)、ペスト(A20)、ジフテリア(A36)、急性灰白髄炎<ポリオ>(A80)、ラッサ熱(A96.2)、クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱(A98.0)、マールブルグ<Marburg>ウイルス病(A98.3)、エボラ<Ebola>ウイルス病(A98.4)、痘瘡(B03)、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り)(U04)

(注)新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に定める新型コロナウイルス感染症を含めます。

【障害給付金】【災害入院給付金】

お支払事由	お支払額	受取人
この特約の保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に給付割合表のいずれかの身体障害に該当したか、入院を開始した場合	障害給付金額 または 災害入院給付金額	被保険者

・災害入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日をもって限度とします。同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。なお、災害入院給付金については、日本における病院または診療所およびこれと同等の日本国外の医療施設に入院することを条件とします。

・「入院」とは、医師の治療が必要でありかつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。



つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります)
- 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に

1. 死亡保険金

- ①被保険者が加入日(※)から1年以内に自殺したとき
(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります)
- ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

2. 高度障害保険金

- ①被保険者の故意によるとき
- ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

3. 災害保険金・障害給付金・災害入院給付金

- ①契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ②災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき
- ③被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ④地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

給付割合表(災害保障特約の災害保険金に対して)

等級	身体障害の程度	給付割合
第2級	8.1 上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9.10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10.1 肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12.1 眼の視力を全く永久に失ったもの 13.1 上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14.1 下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15.1 手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16.10 足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%

第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21.1 上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22.1 下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23.1 下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24.1 手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25.1 手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26.10 足指の用を全く永久に失ったもの 27.1 足の5足指を失ったもの	30%
第5級	28.1 上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29.1 下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30.1 手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31.1 手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32.1 足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34.1 耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37.1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38.1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39.1 下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40.1 手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41.1 手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42.1 足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43.1 足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

第1級は高度障害条項(7項目)です

記入見本

加入申込書兼告知書のご記入例

ご記入にあたりご確認ください

申込日（告知日）は必ずご記入ください。
※減額・脱退・その他変更の場合も必ず申込日
を記入してください。

甲子日 (陰) 日 金 申 2 年 9 月 15 日

必ず裏面の告知内容をご確認のうえ、お申し込みください。

② コンピューター印字されている内容（「被保険者氏名（カナ）」、「性別」、「生年月日」、既にご加入されている方については既加入内容）をご確認ください。
印字がない場合、または新規にご加入される場合は、記入例を参考にして各項目をご記入ください。

5 新規にご加入（または増額・減額）される申込保険金額、死亡保険金受取人をご記入ください。

- ・申込保険金額は、パンフレットに記載されているものの中からお選びください。
- ・新規にご加入される際は、必ず死亡保険金受取人をご指定ください。
- ・既退される場合は、「申込保険金」欄に「0」（ゼロ）とご記入ください。
- ・死亡保険金受取人は、配偶者および2親等以内の血族（子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）のなかからご指定をお願いします。
- ・現在ご指定の受取人を変更・訂正する場合は、プリント内容を二名様で採決し、新しい死亡保険金受取人をご記入ください。

ご注意
※被保険者番号は必ず
ご記入ください。
※記入された内容を訂
正する場合は、二本
線で抹消のうえ、訂
正印を押印してくだ
さい。

区分	被保険者氏名 (カタカナでご記入ください)	性別	生年月日 (西暦を○で囲んでください)	加入保険料	申込保険金 償還額	死亡保険金受取人指定欄	本人の死亡保険金受取人氏名 (カタカナでご記入ください)	支払割合 (%)	
0	ワカバ タロウ	男	1905月18日	万円 0	3000 万円	→	ワカバ ハナコ	1 100 %	
1	ワカバ ハナコ	女	1年6月3日	万円 500	500 万円				%
		男	年 月 日	万円	万円				%
こ		女	年 月 日	万円	万円	↓		%	
と		男	年 月 日	万円	万円				%
も		女	年 月 日	万円	万円				%

「確認印」兼「申込印」兼「告知印」は、はっきりと押印してください。
※減額・脱退・その他変更の場合も必ず押印してください。

配偶者の死亡保険金受取人氏名
(カタカナでご記入ください)

氏名	支払割合 (%)
ワカバ タロウ	2 100 %

新規にご加入される場合、保険金を増額される場合は、必ず裏面の告知内容をご確認ください。
◆加入申込書兼告知書の記載内容の意味（「就業制限」など）についてご不明な点がある場合は、注意喚起情報に記載しているご照会・ご相談窓口にお問い合わせください。

358-03-000628-02-005019

保険会社からのお願い・ご注意

＜保険金・給付金のご請求について＞

- 保険金（・給付金）の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
- 保険金（・給付金）を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間で請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

＜改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について＞

- ご加入の本人・配偶者・どこにも被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社にご到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

個人情報に関する取扱いについて

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取組会社）を含みます。以下同じ。）を提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社により取組目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に連じ個人情報を取り扱われるものとします。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。
(注) 保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報取り扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp>）をご参照ください。

一死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意くださいー
指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

＜契約者と生命保険会社からのお知らせ＞

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取組会社）を含みます。以下同じ。）を提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に対し上記の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ下記に並び個人情報部が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。
(注) 保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報取り扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp>）をご参照ください。

一死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意くださいー
指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

毎月中途加入（A型加入（掛金事業主負担））パンフレット読み替え表

毎月中途加入（A型加入（掛金事業主負担））の場合は、本パンフレットを下記のとおり読み替えてください。

※制度内容の詳細につきましては、パンフレットをご参照ください。

※毎月中途加入につきましては、下記のお取扱いはできません。

- ・B型（掛金本人負担）加入、コース変更
- ・配偶者、こどもの加入、コース変更

表紙「責任開始期（加入日）・申込締切日・保険期間」	
読替前	令和2年12月1日（火）・令和2年10月2日（金）・令和2年12月1日（火）～令和3年11月30日（火）
読替後	毎月中途加入（A型加入（掛金事業主負担））における責任開始期（加入日）・申込締切日・保険期間は加入月によって異なります。下記をご確認ください。
4ページ「掛金」	
読替前	記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。
読替後	毎月中途加入の場合、掛金がパンフレットと異なった場合、別途「確定掛金」をご案内致します。
6ページ「申込方法」	
読替前	所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。
読替後	所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。
6ページ「掛金の払込方法」	
読替前	令和2年12月1日加入（初回）の掛金は、令和2年12月27日までに、令和3年6月1日加入（初回）の掛金は令和3年6月30日までに協会へ振込とし、2回目以降は毎月27日（休日の場合翌営業日）貴事業所の銀行口座より自動引落としとなります。
読替後	初回の掛金は、責任開始期（加入日）の属する月の27日までに協会へ振込とし、2回目以降は毎月27日（休日の場合翌営業日）貴事業所の銀行口座より自動引落としとなります。
6ページ「配当金」	
読替前	この保険は1年ごとに収支計算を行って剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しする仕組みになっています。
振替後	責任開始期（加入日）から令和3年11月30日までの間で収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しします。
6ページ「保険期間」	
読替前	1年間（令和2年12月1日～令和3年11月30日）で以後毎年更新します。
読替後	毎月中途加入における保障の期間は加入月によって異なります。下記保険期間をご確認ください。

毎月中途加入用責任開始期（加入日）・申込締切日・保険期間

責任開始期（加入日）	申込締切日	保険期間
令和3年 1月1日	令和2年12月末日	令和3年 1月1日 ～ 令和3年11月30日
令和3年 2月1日	令和3年 1月末日	令和3年 2月1日 ～ 令和3年11月30日
令和3年 3月1日	令和3年 2月末日	令和3年 3月1日 ～ 令和3年11月30日
令和3年 4月1日	令和3年 3月末日	令和3年 4月1日 ～ 令和3年11月30日
令和3年 5月1日	令和3年 4月末日	令和3年 5月1日 ～ 令和3年11月30日
令和3年 6月1日	令和3年 5月末日	令和3年 6月1日 ～ 令和3年11月30日
令和3年 7月1日	令和3年 6月末日	令和3年 7月1日 ～ 令和3年11月30日
令和3年 8月1日	令和3年 7月末日	令和3年 8月1日 ～ 令和3年11月30日
令和3年 9月1日	令和3年 8月末日	令和3年 9月1日 ～ 令和3年11月30日
令和3年10月1日	令和3年 9月末日	令和3年10月1日 ～ 令和3年11月30日
令和3年11月1日	令和3年10月末日	令和3年11月1日 ～ 令和3年11月30日